

別添

事務連絡
平成23年4月22日

各地方厚生局指導養成課
御中
四国厚生支局健康福祉課

厚生労働省健康局生活衛生課

東日本大震災の発生に伴う理容師養成施設及び美容師養成施設の
運営等に係る取扱いについて

東日本大震災の発生に伴い、「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う各養成施設等の対応について」（平成23年3月23日付け厚生労働省大臣官房地方課、医政局、健康局、医薬食品局食品安全部、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局事務連絡。以下「連名事務連絡」という。）により、被災した受験生及び学生等が入学、修学、資格取得等において不利益を被ることのないよう、特段の配慮をお願いしたところです。今般、震災の影響にかんがみ、理容師養成施設及び美容師養成施設の運営について、連名事務連絡の趣旨も踏まえて下記のとおり取扱うこととしましたので、貴局におかれましては、管内の養成施設に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 受験資格に係る取扱い

(1) 今般の震災の影響により、被災した地域の養成施設のみならず、計画停電等の影響にかんがみ、平成23年度の始業時期を予定より遅らせる場合が生じることが想定される。

今般の震災への対応により、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、各養成施設において必要な単位を履修して卒業した者については、今後、理容師、美容師の国家試験の受験資格が認められること。

(2) 被災した地域に関わりのある学生については、年度当初の休学等により、他の学生より修業が遅れることが想定される。

こうした場合であっても、各養成施設において必要な単位を履修して卒業した者については、今後、理容師、美容師の国家試験の受験資格が認められること。

(3) (1) 及び (2) の取扱いは、各養成施設における教育内容の縮減を認めるものではないことから、各養成施設にあつては、時間割の変更、補講授業、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

2. 養成施設の運営に係る取扱い

(1) 各養成施設は、震災の影響により、教員の不足や施設・設備の破損等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。

こうした養成施設においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や講義室、実験室及び実習室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

(2) 各養成施設は、震災の影響により実習施設の変更が必要となることが想定される。

実習施設の変更を検討したにもかかわらず、なお校外実習施設の確保が困難である場合には、校外実習に係る時間の一部について、校外実習に代えて学内実習、理容所又は美容所での実務実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

なお、理容所又は美容所での実務実習を実施する場合は、当該理容所又は美容所に従事する理容師又は美容師の適切な指導監督の下、行うよう留意すること。

事務連絡
平成23年3月23日

各 地方厚生(支)局 御中

厚生労働省 大臣官房 地方課
医 政 局
健 康 局
医薬食品局 食品安全部
雇用均等・児童家庭局
社会・援護局

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う各養成施設等の対応について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に関しては、被災した各養成施設等の受験生及び学生等のもとより、その他の各養成施設等においても当該地震により被災した地域に関わりのある受験生及び学生等について、現に入学者選抜試験や授業、試験等を受けられないなどの支障が生じていると聞き及んでいます。

については、被災した受験生及び学生等(計画停電により入学者選抜試験や授業、試験等を受けられないなどの支障が生じた受験生及び学生等を含む。以下同じ。)が入学、修学、資格取得等において不利益を被ることのないよう、下記のとおり、各養成施設等に対して関係法令に抵触しない範囲において特段の配慮をお願いしますので、貴局におかれましては、管内の各養成施設等に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

(1) 入学者選抜、入学手続等における配慮

被災した受験生等の立場を最大限考慮し、受験ができなかった者に対する追加試験の実施や、出願書類の逸失、郵便物の遅延等に対する特段の配慮をお願いしたいこと。

被災した入学予定者等に対しては、入学手続期間の延長や、初年度納付金等の徴収猶予・減免など、各養成施設等の実情に応じて、採りうる措置を検討されたいこと。

(2) 卒業、進級等における配慮

被災した学生等の各学年の課程の修了、履修単位の認定及び卒業の認定に当たって

は、学生等の修学、資格取得等に不利益が生じないよう、時間割の変更、補講の実施又は成績評価等における弾力的な取扱いなど、特段の配慮をお願いしたいこと。また、被災した学生等の次年度以降の修学を支援するため、授業料等の徴収猶予・減免など、各養成施設等の実情に応じて、採りうる措置を検討されたいこと。

(3) 転学等における配慮

被災した地域の各養成施設等への入学を予定している者や在学生等の中には、他の地域の養成施設等への入学先の変更や転学を希望する者があることも予想されることから、これらの者の入学先の変更や転学についても、弾力的に取り扱われたいこと。仮に、授業の再開が当面困難となる養成施設等がある場合には、その入学予定者、在学生等の修学の機会を確保する観点から、特段の配慮をいただきたいこと。